

臨床工学技士養成所自己点検票

年 月 日 実施

養成所名	学科名及び課程名	科	課程
所在地	修業年限及び定員	年	名
作成者:	役職名	氏 名	

調 査 事 項	判定	関係法令等	備考
1 教員等に関する事項			
(1) 専任教員の数及び配置は適切か(3名を限度として夜間部と併任可)	適 □ 否 □	指定規則第4条第1項第4号、第2項第4号、第3項第4号、指導要領3(2)	
(2) 指定規則別表第一(又は別表第二)の各教育内容を教授するのに適当な教員を有し、かつ、そのうち医師、臨床工学士、工学修士の学位を有する者又はこれと同等以上の学識経験を有する専任教員が6人以上いるか(1年以上課程=4名、2年以上課程=5名) (1学年に2学級以上を有する養成所にあつては、1学級増すごとに3(1年以上課程=1、2年以上課程=2)を加えた数)	適 □ 否 □	指定規則第4条第1項第4号、第2項第4号、第3項第4号	
(3) 専任教員のうち3人以上(1年以上課程=1人以上、2年以上課程=2人以上)は、業務経験5年以上の臨床工学技士であるか	適 □ 否 □	指定規則第4条第1項第5号、第2項第5号、第3項第5号	
(4) 実習には、必要に応じ、教員に加えて適当な数の実習指導員又は実習助手を配置しているか	適 □ 否 □	指導要領3(1)	
(5) 専任教員1人の授業時間は1週あたり15時間を標準としているか	適 □ 否 □		
(6) 教員は担当科目に応じ、それぞれ相当の経験を有する者であるか (医師、臨床工学技士、工学修士、高等学校教員etc)	適 □ 否 □	指導要領3(3)	
(7) 教員の出勤状況が確実に記録されているか	適 □ 否 □		
(8) 専任教員の出勤状況は学校開講日の少なくとも8割以上は勤務している常勤であるか	適 □ 否 □		
2 学生に関する事項			
(1) 入学資格の審査は確実に行われているか(卒業証明書、卒業見込証明書etc)	適 □ 否 □	指導要領2(2)	
(2) 1学級の定員10名以上40名以下で、学則に定められた学生の定員を遵守しているか	適 □ 否 □	指定規則第4条第1項第6号、第2項第6号、第3項第6号、指導要領2(1)、H11.1.12医事第1号通知	
(3) 入学者の選考は適正に行われているか ※複数面接、筆記試験、合格基準etc	適 □ 否 □	指導要領2(2)	
(4) 進級、卒業、成績、出席状況等に関する記録が確実に保存されているか	適 □ 否 □	指導要領2(3)、(4)	
(5) 入学時期は厳正か、また途中入学が行われていないか	適 □ 否 □		
(6) 出席状況の不良な者、学力が十分でない者等に対する進級又は卒業の措置は適切か(参考:欠席日数が当該学年の出席すべき日数の1/3を超える者)	適 □ 否 □	指導要領2(3)	
(7) 健康診断等保健衛生上、必要な措置がとられているか ※学校保健安全法準用	適 □ 否 □	指導要領2(5)	
3 授業に関する事項			
(1) 学則に定められた教育課程は、指定規則別表第一(又は別表第二)の各教育内容及び要領別表1に掲げる教育目標を修得させることを目的とした内容であるか	適 □ 否 □	指定規則第4条第1項第3号、第2項第3号、第3項第3号	
(2) 単位の計算方法は適切であるか (1単位の授業時間数は、講義及び演習は15時間から30時間、実験・実習及び実技は30時間から45時間)	適 □ 否 □	指導要領4(2)	
(3) 単位の認定は講義等を必要時間以上受けているとともに、当該科目の内容を修得していることを確認して行っているか	適 □ 否 □	指導要領4(3)	
(4) 夜間授業は適切であるか(照度等)	適 □ 否 □	(学校環境衛生基準)教室300ルクス以上(推奨500ルクス以上)	
(5) 合併授業又は合同授業が行われていないか(昼間部と夜間部、異なる学年)	適 □ 否 □	指導要領4(4)	
(6) 同時に授業を行う学生数は40人以下であるか	適 □ 否 □	指定規則第4条第1項第6号、第2項第6号、第3項第6号	
(7) 学則に定められていない臨時休校等が行われていないか	適 □ 否 □		
(8) 教員が欠勤した場合の措置は適切であるか(振替授業)	適 □ 否 □		

臨床工学技士養成所自己点検票

年 月 日 実施

養成所名	学科名及び課程名	科	課程
所在地	修業年限及び定員	年	名
作成者:	役職名	氏名	

調 査 事 項	判定	関係法令等	備考
4 臨床実習に関する事項			
(1) 臨床実習を行うのに適当な病院を実習施設として利用しているか	適 □ 否 □	指定規則第4条第1項第10号、第2項第6号、第3項第6号	
(2) 各指導内容に対する専門的知識に優れ、医師又は臨床工学技士として5年以上の実務経験及び業績を有し、十分な指導能力を有する実習指導者による指導が行われているか	適 □ 否 □	指導要領6(2)	
(3) 実習施設には、厚生労働省の定める基準に合った「臨床工学技士臨床実習指導者講習会」を修了した臨床工学技士が配置されているか	適 □ 否 □	指導要領6(3)	
(4) 実習指導者の数は、学生5人当たり1人以上となっているか	適 □ 否 □	指導要領6(4)	
(5) 臨床実習に当たっては、指定規則別表第3に掲げる行為を必ず実施させ、かつ必ず見学させることに加え、指導要領別表3に掲げる実施することが望ましい行為を可能な限り実施しているか	適 □ 否 □	指導要領6(5)	
(6) 臨床実習の単位数には、血液浄化療法に関する実習の一単位、呼吸療法に関する実習及び循環器に関する実習の二単位並びに治療機器に関する実習及び医療機器管理業務に関する実習の二単位が含まれているか	適 □ 否 □	指定規則別表第1備考5、別表第2備考5	
(7) 呼吸療法に関する実習及び循環器に関する実習においては、必ず集中治療室及び手術室における実習が含まれているか	適 □ 否 □	指定規則別表第1備考6、別表第2備考6	
(8) 循環器に関する実習においては、必ず人工心肺装置を用いた実習が含まれているか	適 □ 否 □	指定規則別表第1備考7、別表第2備考7	
(9) 臨床実習を実施する前に、臨床実習を行うために必要な技能及び態度が修得されていることを確認するための実技試験及び指導が必ず行われているか	適 □ 否 □	指定規則別表第1備考8、別表第2備考8 指導要領6(6)	
(10) 臨床実習を実施した後に、臨床実習において修得すべき技能及び態度が修得されていることを確認するための実技試験及び指導が必ず行われているか	適 □ 否 □	指定規則別表第1備考9、別表第2備考9	
(11) 指定規則別表第三の上欄に掲げる実習の区分に応じ、同表の中欄に掲げる行為を必ず実施させ、かつ、同表の下欄に掲げる行為を必ず見学させているか	適 □ 否 □	指定規則別表第1備考10、別表第2備考10	
5 施設設備に関する事項			
(1) 適正な数の普通教室を有しているか（同時に授業を行う学級の数以上）	適 □ 否 □	指定規則第4条第1項第7号、第2項第6号、第3項第6号	
(2) 適当な広さの専用の実習室、図書室及びロッカールーム又は更衣室(学生総定員と同数のロッカー等)を有しているか	適 □ 否 □	指定規則第4条第1項第8号、第2項第6号、第3項第6号、指導要領5(4)	
(3) 各教室の面積等は定員に対して適正か(普通教室1.65㎡/人、実習室3.31㎡/人、かつ設備機能、内法測定)	適 □ 否 □	指導要領5(1)(2)(5)	
(4) 次の実習室を有するか → 基礎工学実習室、基礎医学実習室、臨床工学実習室	適 □ 否 □	指導要領5(2)	
(5) 臨床工学実習室については、模擬運転実習を可能とする十分な電気容量、浄化水配管、医療ガスの設備等を有しているか	適 □ 否 □	指導要領5(3)	
(6) 敷地及び校舎は、確実に使用できる権利が確保されているか (原則として設置者所有、確実かつ長期の賃貸借契約)	所有 □ 賃貸 □ 適 □ 否 □	指導要領1(6)	
(7) 校舎は他の目的に併用されていないか	併用 有 □ 無 □		
6 財政に関する事項			
(1) 養成所の運営は適正であるか(管理運営、財政上の健全性)。また、会計帳簿、決算書類等収支状態を明らかにする書類が整備されているか。	適 □ 否 □	指定規則第4条第1項第12号、同条第2項第6号、同条第3項第6号、指導要領1(4)	
(2) 養成所の経理は、他と明確に区分されているか（養成所以外と）	適 □ 否 □	指導要領1(5)	
(3) 入学科・授業料及び実習費等は適当な額であり、学生又は父兄から寄附金その他の名目で不当な金額を徴収していないか	適 □ 否 □	指導要領7(1)	

臨床工学技士養成所自己点検票

年 月 日 実施

養成所名
所在地

学科名及び課程名
修業年限及び定員
科 年 課程 名

作成者: 役職名 氏 名

調 査 事 項		判定	関係法令等	備考
7 事務に関する事項				
(1) 各帳簿類は適正に管理されているか ※要領からは削除された次に掲げる表簿が備えられ、学籍簿は20年間、その他は5年間保存されていること		適 □ 否 □	(学校教育法施行規則第28条)	
① 学則 □ 日課表 □ 学校日誌 □ ② 職員名簿 □ 履歴書 □ 出勤簿 □ ③ 学籍簿 □ 出席簿 □ 健康診断に関する表簿 □ ④ 入学者選考及び在校者成績考査表簿 □ ⑤ 資産原簿 □ 出納簿 □ 予算決算に関する表簿 □ ⑥ 器械器具・標本・模型・図書その他の備品目録 □ ⑦ 往復文書処理簿 □				
(2) 専任の事務職員は配置されているか		適 □ 否 □	指定規則第4条第1項第11号、第2項第6号、第3項第6号	
8 機械器具（指導要領別表2）				
◎ 教育上必要な機械器具		適 □ 否 □	指導要領5(6)	
9 標本及び模型（指導要領別表2）				
◎ 教育上必要な標本及び模型		適 □ 否 □	指導要領5(6)	
10 図書				
(1) 教育上必要な専門図書（1000冊以上、1年以上課程及び2年以上課程は500冊）		適 □ 否 □	指導要領5(7)	
(2) 学術雑誌（20種類以上）		適 □ 否 □		
11 その他の備品				
机及び椅子（同時に授業を受ける生徒数と同数）		適 □ 否 □		
12 その他変更申請及び届出、報告に関する事項				
(1) 変更承認申請は、変更する日の3ヶ月前までに知事あて提出しているか		適 □ 否 □	指導要領1(2)	
(2) 変更届は、変更した日から1月以内に知事あて届出をしているか		適 □ 否 □	指定規則第3条第3項	
(3) 毎学年度開始後2月以内に報告する年次報告は、遅滞なく報告しているか		適 □ 否 □	指定規則第5条、指導要領7(2)	